

## Q&A 熊本市タクシー事業者燃料価格高騰支援事業補助金

Q1 熊本市内に本店(個人事業者においては住所)、支店又は営業所が存在することが分かる書類の写しとはどのようなものですか？

会社定款・会社案内及び法人の概要がわかるもの、法人登記簿、運輸支局からの事業許可書など(ホームページの企業情報等の画面コピーも可)

Q2 ハイブリッド車も補助対象車両に含まれますか？

車検証で燃料の種類が「ガソリン」であることが確認できれば補助対象車両となりますので、車検証のご提出をお願いします。

Q3 登録車両台数がわかる書類とはなんですか？

補助対象となる営業所等に登録されているタクシー事業に供している車両であるのかを確認するため、営業所等ごとにタクシー車両の登録番号がわかる書類のご提出をお願いします。

Q4 補助対象車両の稼働日数が確認できる書類とはどのようなものですか？

業務日報、車両別運行明細表など

**車両ごとの月ごと稼働台数をまとめた一覧表(稼働台数確認表)等でも可。**

※稼働した時間に関わらず、補助対象車両が何日稼働したのかを確認できる書類をご提出ください。月ごとにまとめた書類で結構です。

Q5 同じ車両が日をまたいで稼働した場合の稼働日数は何日ですか？

1日とします。

(例)11月3日 21:00 始業～翌日3:00終業 →1日(11月3日の業務日報等で確認)

Q6 市内に営業所が2か所以上ある場合、営業所ごとに申請が必要ですか？

営業所が複数ある場合は、事業者単位で取りまとめて申請をお願いします。

(例)市外に本社のある事業者が熊本市内に営業所を2か所持っていた場合、その2か所で保有する車両の稼働日数分の補助金をまとめて申請してください。

※部数は1部で結構です。

Q7 申請期限はいつまでですか？

通年分(令和5年4月～令和6年3月分)及び第2期分(令和5年10月分～令和6年3月分)については、令和6年4月16日(火)までに申請をお願いします。

**※令和6年4月16日(火)必着。**

**※押印不要のため、メールでの提出も可。**